

平成28年第1回  
笠置町議会定例会会議録  
(第3号)

平成28年2月29日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第1回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成28年2月29日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年2月29日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成28年2月29日 11時47分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	6 番	西 岡 良 祐		7 番	石 田 春 子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成28年第1回笠置町議会会議録

平成28年2月17日～平成28年2月29日 会期13日間

議 事 日 程 (第3号)

平成28年2月29日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 議員の辞職の件
- 第3 議員の辞職の件
- 第4 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年2月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

2番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

一般質問に入る前に、一言言わせていただきたいんですけども、今いこいの館の南側道路を拡張工事されています。近隣の組長さんなどに説明もしていないとお聞きしていますけれども、この道の拡幅については、以前マツヤマ薬局の移転でその部分の道路拡張ができないと、そういう問題が起きています。これから地方創生についても、またいろんな行政を進めていく上でも、そうした住民に対して丁寧な説明をしていくということも大事ですし、住民の方が主権者であると、住民自治ということをしっかり認識していただいて、そしてこの問題についても住民の方にきちんと説明をするよう求めたいと思います。

それでは、質問通告に基づいて質問に入らせていただきますけれども、議会の当初、また2日目において質問した関係で明らかになった点、さらに質問の効果などの点から、若干省略をして質問に入らせていただきたいと思います。

1つ目の問題として、地方創生にかかわってですけれども、子供の医療費無料化をした場合に、国が国保への国の負担、国庫負担を減らすという措置をしています。この点についてお聞きをいたします。

国は、地方創生という呼びかけで、地方の活性化を進めるとしています。その中で、結婚、妊娠、出産、子育ての希望を実現するという項目を挙げています。しかし、今言ったように、自治体が独自に医療費無料化をした場合、国保への国庫負担を減らすという矛盾した、そういうペナルティーとも言うべき措置をとっていますけれども、当町も総合戦略の中で、子育ての項目を挙げられています。当町としても、この減額措置、ペナルティーを廃止するよう

に国に求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。向出議員のただいまの御質問にお答えしたいと思えます。

子育ての医療費につきましては、保健福祉課が所管しておりますので、私のほうからは、国保のペナルティーといった部分について、御説明をさせていただきます。

子育て医療等は、保健福祉課で実施しております独自の事業、これを地方単独事業といひまして、国民健康保険の国庫負担金であります療養給付費等負担金、国庫補助金の財政調整交付金におきまして、国からの交付額を算定するに当たり、市町村等が独自で行う地方単独事業に対しまして、本来であれば医療費の保険者負担分の1.0、つまり全額が補助対象給付費としてそれぞれの負担金、交付金の補助率に乗じて、国庫補助として各保険者に支給されるというところがございますが、地方単独事業、独自の事業を実施している保険者につきましては、その対象者ごとや給付割合ごと、細かく分けられた調整率によりまして、0.9なり、0.84なり、その調整率を乗じた額が補助対象給付費となるため、実質的に交付額が減少算定され、交付されることとなります。このことを、一般的に国保のペナルティーと呼んでおられるのと思えます。これが現状でございます。

一方、地方では、地方が独自に子供の医療費の助成をすると、国保の国庫負担のところが増らされる調整処置について、国が進める少子化対策と逆行するというふうなこととして、全国の知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は、子供の医療費助成を実施した自治体に対する減額調整の見直し、国の助成による新たな助成制度の創設を要望しているところであるというふう聞いています。以上です。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんの国保のペナルティーに関する質問でございましたので、私のほうから特にといいうな話ではございますが、子育て医療につきましては、今国保のペナルティーで話あったように、相反するものが当然あると思えます。ただ、笠置町では先ほど議員おっしゃられましたように、子育て支援の中で、子供医療費だけじゃないんですけれども、施策の拡充ということで、医療費についてもうたっておりますので、これを具体化するために、今後実施計画等々で吟味されるものと考えております。ペナルティーの要望の行方についてお問い合わせの件でしたので、答えが、方向性が違うかもしれませんが、私のほう

うからはそういう形で答弁させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今、制度説明ということもありまして、さらに市町村会長などもそうした要望をしているという説明がありましたけれども、私がお聞きしたいのは、これまで当町でも、国の施策ということについて、例えば消費税8%の増税分の水道料金を引き上げたり、財政が乏しい中、国に本来なら財政の増額、支援の増額を求めるところを、町単独の福祉事業を削減すると、さらには単独の事業をまたさらに削減するというとも言われている中で、国も町も、子育て支援をやっていくと言っていると。一方で矛盾するそうした国の施策に対しては、住民の利益にならない施策に対しては、当町としても、このペナルティーという問題、特に、個別に絞ればペナルティーという問題についても、声を上げていくべきじゃないかと。国に対して子育て支援と矛盾しているんじゃないかということで、廃止をしっかりと求める立場で、国に要望、声を上げるべきだと、その点どうなのかという点をお伺いしているんですけども、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま向出議員のほうから質問いただきました、国保に関する国への要望を各自治体、笠置町でもやれということでございます。

これにつきましては、先ほど保健福祉課長が申し上げましたとおり、全国知事会及び町村会で、国へ働きかけているということは、笠置町も町村会に当然入っています。よってそれを、うちのトップが国へ行ったときに、その要望活動をしているということですので、十分笠置町としてはやっていることでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

子育て問題というのは、要するに少子化が問題になっている中で、いろいろな子育ての環境を整えるということがそうした対策にもなるということで、ぜひ、大事な政策です。これからは当町として、国の施策、特に地方創生においては、国の示すメニューだけではなくて、そのメニューが住民の利益にならない、または地方活性化につながらないという場合には、しっかりと国に対しても声を上げて意見を言っておくよう要望したいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

地方創生については、国も、また当町でも、雇用創出を掲げています。そのためには、仕

事があることが大事な点だと思います。住宅リフォーム助成は、仕事づくりという点で即効性があり、また利用者にも大変喜ばれます。経済効果も高いことが実証されています。また、店舗のリニューアル、リフォームなどへの助成も、商売を後押しする大変重要なものです。当町の総合戦略でも、空き家、空き店舗の改修が上げられています。

そこで、お聞きをいたしますけれども、既存の住宅へのリフォーム助成、お仕事づくりという点で意義があると考えますが、空き家だけでなく、現在居住されている住宅のリフォーム助成は考えておられるのでしょうか。また、空き店舗の改修とありますが、既存の店舗や工場などのリフォーム助成は考えていないのでしょうか。この点についてお伺いをいたします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 失礼します。

ただいま向出議員のほうから、地方創生に関する基本目標の4つの柱のうち、今回は今は雇用の部分だけの話でございましたけれども、この地方創生につきましては、冒頭向出議員のほうからありましたとおり、この初日及び2日目、また2月10日の常任委員会におきましても、地方創生の戦略プランにつきまして、御説明させていただいたところでございます。

そのときに、各議員さんのほうから、今後どうするというところで、私のほうから28年度の10月ぐらいまでに、31年までの戦略プランを策定したいと、そのようにお答えさせていただきました。それぞれの基本目標を達成するために、具体的な施策を31年度までに、先ほど申し上げましたとおり、年次計画を立てていきたいと。ただし、策定期間中、国や府の動向を注視しながら、当然前倒しすることもあると思います。それはやっぱり国の補助金、また府の補助金等々がついた場合は、それまでにやるということは、当然我々としても考えているところでございます。

それで、今向出議員のほうからリフォーム助成及び今後いろいろ、通告のところに出ておりますけれども、答えとしましては、年次計画の中で、これから策定していくということで、御理解を賜りたいと。ただ、細かい個々の話になれば、また担当課長のほうからお答えさせていただきます。リフォーム助成について、また担当課長のほうからお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ですけれども、先ほど参与が答弁しましたように、今後平成28年度以降につきましては、年次計画を立てた中で、どこからやっていくかということを考えていく

必要があると考えております。

このリフォーム助成につきましても、おっしゃっていただきましたように、一般住宅については、現在も補助金制度、補助金として制度もありますけれども、今後商店等になりますと、商工関係のほうとも、商工会さんや、それから京都府の商工のほうとも連携が必要かなと思います。

今後も、当町としては財政的には厳しいですので、単費ということではなく、国やら府の補助金制度を使いながら、計画を立てた中で実施していきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ちょっと気になった点があるのでお聞きしたいんですけども、以前、この総合戦略に載らないものは、なかなか交付金の対象にならないというようなこともお聞きをしまして、それで総合戦略の中では、空き家、空き店舗の改修助成という形で書いてありまして、いわゆる既存の住宅、居住されている住宅であるとか、既存の店舗などのこと、既存の店舗などの補助については、新規だけでなくそういうことも対象になるというふうなお答えをお聞きしているんですけども、この総合戦略の中では、そこまで明確な形で書いていないので、こういう今の総合戦略でも、こういうリフォーム助成について具体化したときには、交付金の対象になるのかどうか、その点お伺いをしたいんですけども。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ですけれども、総合戦略の中に、空き家、空き店舗等の活用方法について記載はしております。7ページ、8ページのところの笠置町における安定した雇用を創出するというところの中で、空き家、空き店舗等の改修支援ということも書いております。この中で、今後当町として取り組んでいく中で、言っていただいたような空き店舗のリフォーム等については、受け皿になるのかなと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

リフォーム助成ができるのならそれでいいんですけども、この主な事業と掲げられているのを見ますと、仕事興しという点で助成するような、そういうふうにとれまして、本当にこれ、ちゃんと交付金対象になるのかどうかということについては、例えば京都府とかとも

もう協議といいますか、具体化のときに、こういう中身でも、こういう項目でもリフォーム助成とかそういった項目が対象になると本当に考えていいのか、というのは、今から計画をしまして、先ほど答弁もありましたように、実施は10月ということですがけれども、もし交付金対象とならないとなれば、またさらに交付金につけていくためには時間がかかってしまうと思いますので、その点、もう一度きちっと確認したいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま向出議員のほうから質問いただきました空き家等の改修ということで、等の中にいろいろな意味合いがあるということで、はっきりとしてどうなるかということでございます。

我々としても、今向出議員がおっしゃっている部分について、地方創生の交付金の当然対象となるならば、なるならば当然それは組み込んでいきたいということで、それぞれの自治体が、今回の総合戦略プランの中で、各事業目ごとを上げるんじゃなしに、そういう部分での上げ方をしております。

よって、先ほど来申し上げているとおり、年次計画を立てながら、またPDCAサイクルに基づきまして、当然見直しも行っていきますので、先ほど申し上げました国の動向、府の動向というのは、その部分で入っているわけでございます。

よって、例えば当初にそういうのが載せなくても、2年度目以降に国や府がそういうのにも交付金の対象になるとするならば、当然上げていきます。

それともう一点、やっぱり緊急性の高いやつで、交付金の対象にならないから笠置町はしないのかじゃなしに、当然、4つの目標の達成が見込まれる部分については、交付金の対象以外であっても、例えば財務事務所との調整の中で、起債が起こせるのであれば、それも一つの考え方として、財源措置になるのかなと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

雇用創出ということは、やはり、すぐに事業が本格化したり軌道に乗るということはなかなか難しいと思うんですけれども、仕事づくりという点では、以前にも質問させていただいているわけですが、住宅リフォーム助成というのは、与謝野町でも09年から12年度で、実績が助成額の1.4倍以上、秋田県でも1.5倍ほどの経済効果を上げて、実績が上がっている制度です。店舗リニューアル助成は、全国商工団体連合会の昨年11月の調べでは、

県では高知県、市区町村では10自治体が実施していて、検討中は約20自治体に上るとい  
うことです。

ぜひ仕事興し、特に今売り上げなども減って、なかなか経営が厳しい、そういったところ  
の仕事づくりという点でも、即効性もありますし、また住民の方にも喜んでいただける制度  
として、このリフォーム助成制度の創設をぜひ真剣に検討していただいて、実施していただ  
くよう要望したいと思います。

それで、次の質問に移りますけれども、当町では、地方創生の計画に当たりまして、パブ  
リックコメントやアンケートを実施しましたが、今後、より丁寧な住民の声の反映、また住  
民が主体的にかかわれるような取り組みが必要だと考えていますけれども、この点について  
はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

向出議員のただいまの質問について、それ以外にパブリックコメント、あるいは住民の意  
見募集、各戸配布による意見募集以外に、この地方創生戦略プランの策定に当たって、どう  
いう要素が入っていたかというのを、代表してお答えさせていただきたいと思います。

まず、平成26年度、27年度に戦略プランが策定されたわけですが、26年度に福祉三  
法と言われる主な福祉関連法が3つ重なる年であったというのを踏まえて、大きなアンケー  
トが3つ同時に行われました。1つは、介護保険あるいは老人福祉計画、それからもう1つ  
は子ども子育て支援計画、それから障害者福祉計画の福祉三法というのがちょうど重なる年  
でございました。これは、大体10年に1度重なります。26年度がそういう年であったと。

そのバックボーンとして、住民アンケートが実施された、そういうことが背景にあるとい  
うのを御紹介させていただきたいのと、当然戦略プランの中にも記載しておりますので、ま  
たその辺は読んでいただいたらいいんですけれども、例えば、介護なり高齢者福祉計画につ  
いては、617名の、65歳以上の方にアンケートをとって、446名の回答を得られたと  
いう結果が出ていまして、それから子育て支援計画、これは町内の未就学児童、小学生のい  
る全世帯に対して、それでも40世帯なんですけれども、子供はもっと多いですよ、1世帯  
に何人もおられると。そういう方において31世帯の回答、77%ほどの回答を得られたと。  
それから、ちょうど京都府が重点施策で、結婚に重点を置いた施策に当たって、府内全域で  
アンケートをされました。それは、20歳から44歳の男女、笠置町でも実施されまして、  
笠置町の場合は全数調査されています。そういうのも反映したアンケートが実施されたと。

それから、あと、議員最初に言われなかった以外にワークショップというのがございます。これは、企画観光課が主流となって、25年度から27年度に至るまで、数多くされています。25年度については全4回、26年度については全5回、それから27年度については、1月に大きなワークショップ、1泊2日でやられていまして、今度3月かかりにそのまとめがされようとされています。ワークショップというのは、私も知るまでは聞きなれん言葉でしたが、住民参加の実行部隊になるような、まちづくりの実行部隊になるような者が集まって、これからの笠置のあり方というのを協議されたというふうに認識しております。

それからあと、当然策定委員会というのは、後ろの策定期間というのが決まっております、その年内というふうな目標で、笠置町の戦略プラン策定をめぐりにしておったんですけども、いろいろ、やはり協議していく中で、1月に入ったところでございますが、その委員につきましても、当然住民の、各種の代表から出ていただいています委員の意見を参考にさせていただいていますし、短い期間でも5回というふうなタイトな中で開催させていただいたと。

それから、先ほど参与のほうの話も出ましたように、議会のほうにも、当然住民の代表でおられますので、丁寧な説明をさせていただいたというふうな経過も残っております。常任委員会等々でさせていただいたというふうな経過も得ております。

今まで、計画をつくる中で、まだまだ完璧ではないと思いますけれども、いろんな努力をさせていただいたというところはあると思いますので、その辺は、議員におかれましても、これからもっと充実すべきところは確かにあると思いますけれども、この経過については、こういう背景もあり、努力もさせていただいたということで、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

アンケートの効果など、結構回答も高く、それは評価できることだと思います。さらに、ワークショップとして、アイデアキャンプという取り組みをされて、その声を参考にされたりと、取り組みが努力されていることは重々理解をしております。

例えば伊根町の地方創生の計画だと、集落ごとの説明会を聞いて意見をつくるというふうにお聞きをしています。今、基本的には代表の方が出るそうした協議会という場で、議論を基本されていると思います。

それから、ワークショップという形等も含めて、取り組みは進められていると思うんです

けれども、例えば、それぞれの区ごとの協議会を立ち上げたり、地域ごとの協議会の場をもって、協議会また懇談会という形で、定例的にそうした取り組みを進めていくことで、地方創生も上からの押しつけでなくて、住民の声を中心とした、そうした計画になっていくのではないかと思います。

そうした取り組みをぜひ進めていただくよう要望して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

京都府では、地方創生ではありませんけれども、府民公募型事業ということで、府民、住民の意見を公募して、採用したものを府の事業として取り組んでいます。地方創生の事業において、当町でも住民の方から意見を公募して実施する事業、公募型の事業を実施することを提案しますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま向出議員のほうから、地方創生にかかわる事業の中で、府民公募型の事業でできるものについてはやっってはどうかという話でございます。これは基本的には、御承知のとおり住民の方が京都府のほうに、こういう事業をやってくださいと事業計画みたいなものを提出された中で、京都府のほうで許可、却下という形になると思います。

笠置町としましても、当然、住民の方からそういう御相談があれば、こういう部分での作文の書き方というんですか、そういう部分等については、助言できるところについては、当然は助言はさせていただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

お聞きしたかったのは、住民の意見を反映するという取り組みの一環ということも含めて、例えば地方創生の事業のうち、例えばですけれども50万、100万円といった額を、例えば住民の方から意見を公募して、地方創生に見合った事業を採択して、要するに府民公募型でやっているのを、当町でも地方創生においてそういう公募型で一定事業費を、そういう形の事業を進めていくということをするれば、より住民の方の意見反映、住民の方の主体的なものに、事業になっていくのではないかと思いますという思いがありまして、提案をしているんですけれども、そういうことは一切考えておられないのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの向出議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

京都府では、府民公募型という形の事業をやっております。笠置町では、各区ごとの集落

支援事業というのをやっております、集落の事業をされた、その事業について補助をしているという、そういった事業もやっております。向出議員の今おっしゃる町民からの要望について、そういう事業ができないかということについては、集落ごとにその事業をやっているというので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

住民の方が主体的に取り組めるということが、やっぱり地方創生の大きな鍵になると思いますので、そうしたことが十分反映されるような仕組みづくりを要望したいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

総合戦略では、町内循環バスの有償運送事業化が挙げられています。町民の方以外、観光客の方も利用できるようにとのことでしたが、この点についてお聞きをいたします。

以前、問い合わせをさせていただいたときは、住民の方も有料になる可能性もあると回答がありましたけれども、現在は住民の方は無料で循環バスが利用できます。住民の方の移動手段の確保という点で、有料となれば住民福祉に反すると考えますけれども、住民の方の循環バスの利用は、今のまま無料とはならないのでしょうか。その点答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 循環バスにつきまして、御質問にお答えしたいと思います。

総合戦略につきましては、自家用有償運送業の推進や、町内循環バスの運営形態で、循環バスを町民以外にも利用できる有償運送事業化や、また新たなオンデマンド有償運送事業を検討していくということに考えています。

そういった中で、町民の方が今後有料になるかといったところでございますけれども、今現在、生活交通安全アンケート調査というものを現在させていただいております。これにつきましては、駅前再生プロジェクトの中のアクセス交通に係る予算ということで、京都府のほうの予算で、京都府主体で進めていただいているんですけれども、当然、町のアンケート項目につきましても、町の意見等々も協議させていただいた中でのアンケート調査になっておりますし、その中で、当然循環バスについても、項目として挙がっています。

そのアンケート調査結果、3月4日必着でということをお願いを今しているところなんですけれども、そういったアンケート調査の結果を踏まえた中で、またそういったニーズに応えていきたいと思っておりますし、そのアンケート調査結果に基づいて、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

そうしますと、住民の方は有料になるという可能性もあるということですのでよろしいのでしょうか。明確な答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、バス、現在の循環バスの部分の有償化等につきまして、高齢者福祉や障害者福祉等々から考えたら、当然一定の無償というのは、頭の中にはみんな幹部もそれぞれ持っておりますけれども、あくまで、やっぱり受益者負担、やっぱり提供を受ければ、一定の対価を支払うのが、これが現在の国のいろんな部分についての本来の姿である。ただ、先ほど申し上げましたとおり、そういう高齢者の方を、そしたら何歳から無償にするのか、また障害者はどこまでするのか、これらの分のついては、今現在我々として、します、できません、しませんとは答えられません。というのは、4月以降のいろんな新しい新体制の中で、当然どのような考えを持っておられる方がトップになれるか、またそのトップの方の一定の判断もいただいた中で、笠置町の町政運営を図っていく、これが4月以降の笠置町の新たな姿であると、私はそのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今、地方創生ということで、地域活性化、地方活性化ということで取り組んでおられると思います。今現在は、住民の方現実に無料なので、その地域、高齢者の方は特に、移動手段の一つとして、やはり町の循環バスというものを利用されている方もおります。そうした方、有料になってくると、外出を控えるということも起きてくるのではないかと。人の流れをつくったり、地域の活性化ということで取り組んでおられるときに、やはり有償化、有料となるというのはちょっと矛盾しているのではないかと思います。

ぜひ、そうした観点、移動手段の確保と高齢者の方のそういう配慮をぜひ求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま向出議員のほうからありましたこの件につきまして、いろんな質問ですけれども、政治的な判断を委ねるところにつきましては、4月以降の議会で要望をしていただくようお願いしておきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

町長選挙があるということで、次の選挙以降、町長が変わられるということです。ですから、大きな政策判断であるとか認識とかは、確かに今現在答えても、新しい新町長のもとで方針が違ってくるといことはあると思いますけれども、ただ行政としての地方創生というのは、そういう計画もあると思うんです。そういう段階で、どのように考えているかという点について、これまでの積み重ねであるとか、そういった点で現在の認識というのもおありだと思いますので、それから、今後の新町長のもとでのいろんな意見提案についても、参考になると思いますので、答えられる範囲では答えていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま向出議員のほうから、行政的な判断で答えられるところについては答えよということで、だから、地方創生の件につきまして、冒頭私が申し上げましたとおり、常任委員会、またこの定例議会の中で、10月を目途に年次計画を立てると、これが行政的な判断をしているということですので、十分答えているつもりでございます。

よって、余り行政がやっていないような口ぶりじゃなしに、行政もやっているところについては、それを認めながら質問をしていただくようお願いしておきます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

別に行政の方が努力をされていないとか、そういったことを言っているわけでもありませんし、あくまで有償化の話が出てきていましたので、それはやっぱり住民の方の利益負担になりますし、高齢者の方なかなか出かけるのが、外出を控えたりする、そういう問題があるんじゃないかということで、バスの有償化のことについてはお聞きをしているわけです。別に行政当局が怠慢をしているとか、何も答えていないとか、取り組みを一切していないのとか、そういう話をしているわけではありませんので、そこは念頭に置いていただいて、答弁をお願いしたいんですけれども。

それで、この地方創生の問題については、まだ具体化が先ということで、具体的な、より提案、また具体的な事業については、今後私自身も勉強させていただきまして、提案をさせていただきたいと思っています。

地方創生の問題については、以上で終わらせていただきます。

次に、消防、防災について質問をさせていただきたいと思います。

現在、消防団については、ポンプ点検の場合は出動手当をつけていないとお聞きをしていますが、器具の点検という重要な作業に対して手当をつけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

ポンプ点検の件の御質問ですけれども、消防手当というか、うちの出動手当の中には、納車時にポンプ点検、部で実施しているポンプ点検は入っておりませんが、ほかの訓練等につきましては、新入団員の訓練、それから操法の訓練もそうですけれども、見ております。

全体的に見ますと、御質問、通告書のほうに書いていただいていたのが、支給の拡大ということでしたので、ちょっとうちの、そちらのほうでは考えさせていただいていたんですけれども、当町のほうでは、そういう訓練に対しても出しています。支給はさせていただいています。言っていたような点検につきましては、それは部としての取り組みというところから出させてはいただいていませんけれども、通常の大会だけの出動ではなく、個々の訓練も出させていただいておりますので、支給については、さほど、全体的に見まして低いし、支給していないというところは考えておりませんでした。

ことしの当初予算でもそうですけれども、操法の訓練の手当も今回27年度と比べまして倍近く、27年度は80万円の予算を組まさせていただきましたけれども、倍の予算で組まさせていただきます。よその、他の自治体の消防団のほうも比べさせていただいて、比較もさせていただいたんですけれども、操法の訓練、そういう訓練に対しては出していないという自治体もあるということです。うちのほう単価は低いかわかりませんが、支給範囲という中では、多くを網羅していると思っておりますので、ただ、器具点検については、部の活動としてお願いしているところですので、それは支給していないというところで御理解いただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

総務省消防庁が示しています市町村の交付金の算定には、消防団の手当1回につき7,000円として計算をされております。手当1回7,000円とみなして交付金をつけているということです。総務省の消防庁のホームページでも、支給額の低い市町村においては、これらの支給を定める制度の趣旨に鑑み、引き上げなど適正化を図る必要があるとして

います。

当町では、手当が1回1,000円ということです。総務省のいわば基準では7,000円と、ここに大きな差がありますので、今言ったポンプ点検というような、支給対象という点においても、全体の額の引き上げという点についても、ちょっと見直しが必要なんじゃないかという。特に高齢者の多い笠置町では、今後災害の問題について、消防団の役割が大きくなってくるとはならないかという点もあります。

そのことも含めて、全体の増額や見直しが必要だと考えますが、再度答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきますと、先ほどもお話ししましたとおり、当町では訓練というところまで出させていたでいております。消防庁の基準の交付税算入が7,000円ということですが、それについては大会とかそういうものの7,000円ということですので、それに置きかえるとなると、当町での操法での練習とか、ほかの訓練とかというものを除外するという方向に考えなければならないかと思っております。1回、そういう訓練も網羅した中で、7,000円と言われますと、年間幾らの支給が必要になってくるのかということもありますし、消防庁の示すその7,000円というのは、多分笠置町で拾うというか、対象としておりますところまで入っていない金額になっているとこちらは考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

支給対象も広く、他の市町村と比べても、操法大会には出していないところもあるということと言われるんですけれども、やはりその役割、役割という点を含めて考えていただきたい。それから、和東町なんかは、平成26年度から支給額を引き上げるということで、水害や火災に対しては1回2,000円と。そして警戒訓練については1,200円出していますし、これも引き上げたということで、笠置町でもやはりそうした消防団の役割という点を重要視していただきたいと思います。

そういう点で、ぜひ今言われたような答弁がありましたけれども、今後のことも含めまして、役割という点を重視して引き上げを求めたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

消防庁の告示である消防水利の基準では、消火栓などの水利の設置について、防火対象物

からの距離を最大で140メートル以下などと定めています。当町でも、河川なども含めると、基準は満たしているとのことでしたが、河川などの水利は消化ポンプでの使用を前提としており、消火栓とは違いがあると考えられます。初期消火においては、時間との勝負ですから、消火栓を使用する場合と消化ポンプを運んでくる場合とでは、時間に差があると考えられます。水利としては基準を満たしていても、消火栓のない場所には消火栓を積極的に設置することが望まれますが、この点いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきますと、おっしゃっていただきましたように、消火栓につきましては、消防水利というところで、うちのほうは、当町としては充足されております。消火栓の増設もおっしゃっていただいておりますけれども、水利といたしましては、消火栓だけを頼っておりますと水道のほう、浄水場のほうの水量にもありますので、消防庁、国としては、断水の可能性もあるということも考えて、消火栓だけではなく、自然水利を積極的に活用しなさいというところも示されております。なので、うちのほうとしては、木津川もありますし、防火水槽も整備しておりますし、反対に消火栓だけに増設して頼ってしまうと、そういう問題も出てきますし、断水の可能性もあるというところで、そこでの全体として、全体としての水利は確保できているというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

住民の方からも、消火栓のないところに設置を求める声がありました。住民の方からもそうした不安の声があります。また、初期消火というのは、炎が天井に回るまでとされていて、時間にしては、火災が発生してから2分前後となっています。消火栓設置の意義を認識されて、その整備、設置を進めるよう求めます。

確かに消火栓だけに求める、だけに依存するということは問題だということは理解できますけれども、やはり消火栓の設置をしたほうが望ましいというような地域については、設置をぜひ求めたいと思います。

また消火栓には、地下式と地上式とがありますけれども、当町では地下式となっています。今後消火栓の取りかえや新規の設置をする場合には、地上式など取り扱いが簡易なもの、時間的には少し早くできるのではないかとというような消火栓の整備を求めたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

消火栓のことについてお答えさせていただきます。

消火栓の取り扱いの件ですけれども、笠置町では、地下式がたくさんあります。地上式になりますと、道路の幅員も狭いですので、歩道とか道に車の支障や人の通行に支障があるのではないかというところもあって、地下式になっているものと考えておりますので、そこらはちょっと御理解いただけたらと思います。

それから、消火栓の整備、増設等ですけれども、これは消防団のほうから、今の状態で防火水槽の改修とか、そこらは出ておりますけれども、消火栓について増設というところは、消防団のほうからも要望として上がってきた時点で考えさせていただきたいと思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

もう一つ、各御家庭におきましては、消火器のほうも設置してくださいというところをお願いしておりますし、今回、例年4月、5月ぐらいに各御家庭には回覧等で消火器の購入等のお知らせもさせていただいておりますので、初期消火、それから消防団、消防署等によります、次の消火までに御家庭で火災が発生した場合は、消火器での対応、それから近くの水利を使つての、消火栓、水を使つての対応ということも順番にできると思っておりますので、そこらはもっとこちらとしても広報はさせていただきたいなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今の答弁ですと、要するに地上式は全然検討していないというふうにもとれるんですけれども、当然その設置の箇所、いろいろ水道が通っているかどうかとか、そういった点、さらにそういう道路の通行の邪魔にならないとか、そういった点があるのはもちろん理解しております。ですが、また新しく取りかえるときには、やはりより迅速に使用できるもの、できるところについては、しっかりそうした視点でお願いをしたいと。

さらに、消火器の配置ももちろん大切なんですけれども、消火栓とやはり威力が違うのではないかという点もあると思っております。ですから、やはり消火栓の意義というのをもう少し認識させていただいて、検討いただいて、設置を強く求めたいと思っております。

さらに、消防団からの連絡も大事だと思うんですけれども、当町そんなに大きくない町でもありますから、やはり職員も見回って、こういう防火消防ということに対して、こういう地域には消火栓が必要ではないかななどの見回りなども進めていただくよう求めたいと思いま

す。

それで、次の質問に入らせていただきたいと思います。

当町では、地域防災計画を策定されておりますけれども、これは、住民を対象としたものです。当町には観光客も多く訪れ、料理旅館もあり、観光客の安全、防災も大きな課題となります。避難所の案内表示や観光マップに避難所の情報を掲載するということはお聞きしていますが、いざというときに、観光、そして夏祭りや鍋フェスタなどのイベントのように、多くの方が訪れる際の災害を想定しておかなければ、対応ができないのではないかと考えられます。

そこで、観光やイベントなどにおける災害を想定した防災の計画を策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

観光客に対応した防災対策ということでございますが、おっしゃっていただいたように、防災計画については住民対象となっておりますが、内容、中に観光客向けの記載もしております。むやみに移動をしていただかない、それから帰宅困難者に対しては、避難所を提供するとかいうふうな記載もしております。

大きなイベント時、言っていただきました夏祭り等のイベント時につきましては、今後、実行委員会で運営されているところもありますので、そこと調整しながら、必要ではないかなとは思いますが、当町といたしましては、特に観光客の方に避難訓練というのはなかなかできませんので、そういった計画、行動計画につきましては、今後検討はさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

観光やイベントなどにおける災害対策をすることは、観光などに対する当町の取り組み、姿勢が問われ、この対策をしっかりすることで、観光などにおけるイメージアップ、アピールにもなります。しっかりこうした災害対策、計画策定をして、事前からの準備、また検証を行い、取り組みを進めるよう求めたいと思います。

それでは、次に笠置山線改良事業についてお聞きをいたします。

議会初日2日目の補正予算、会計予算の審議において、諸点について答弁されてはいますが、気がかりな点がありますので、確認をしたいと思っております。

答弁では、残りの事業費は1億5,000万円ほど、これから積算もして、何とか年5,000万円、3年ほどで事業を完了したい旨ありましたが、2015年度の当初予算では8,000万円を計上されていたわけですから、その時点で8,000万円分の事業は見込んでいたのではないのでしょうか。2016年度の当初予算では1,800万円の事業費が計上されており、これは新たに計上した分で、2015年度からの繰越金7,300万円と合計すれば、事業費は9,100万円です。

さきの答弁では、この事業費を2016年度に全て消化できるかどうか曖昧に感じましたので、再度確認しますが、この9,100万円分の事業費は、2016年度で全て消化できるのでしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございますが、前回の予算のときも、私御説明させていただいたと思いますが、毎年5,000万円というのは、平成27年度の当初要望額が8,000万円していたにもかかわらず、事業費ベースで200万円程度しかつかなかった、このことに関して今後どうされるのかといった御質問の内容につきまして、もしこの平成28年度以降同じような交付金が削減されるといったような状況があった場合には、財政のほうとも相談させていただいた上で、交付金にかわる何らかの財源を探してでも、年間5,000万円程度ずつ消化していきたいと、このように私は答弁させていただいたというふうに思っております。

しかしながら、今の向出議員の御質問のほうでは、当初要求している8,000万円に対してどうだとか、また平成28年度、なぜ1,800万円の予算額なのかというような御質問でございますが、本年度27年度につきましては補正ということで、約7,300万円いただくことができました。これにつきましては、やはり交付決定をいただいた時期から考えますと、平成27年度中で消化することは困難ということで、28年度への繰り越しを予定しております。

その際に、平成28年度も同じように8,000万円要望してはどうかというようなお話ですが、こちら、私以前に御説明させていただきましたとおり、現在まだ笠置山線は両サイドからの侵入ができない状況であります。工事につきましても、現場内の土砂を切り盛りして、最も経済的な工法というような形で、工事のほうを進めさせております。

そのことから考えますと、やはり片側から切り土をしながら盛り土を盛っていくというこ

とを考えると、年間、例えば8,000万円、平成28年度でまた8,000万円ということになりますと、ほぼ残事業の全てということになりますが、それを片側からの侵入工事でやっていくということは、工程的にも困難かと思われま。そういった意味で、平成27年度の追加内示の情報が来た時点で、急遽平成28年度の当初予算額の計上額を減額させていただいたものでございます。

したがって、平成28年度には、先ほど議員おっしゃられたとおり、27からの繰り越すと、28年度につきましてはまた4月に内示等を行われると思いますが、合わせますと約9,000万円、万が一交付金等がつかなかった場合の2カ年分の財源ということになります。そのうち7,300万円につきましては、当然27年度からの繰り越しですので、28年度中に消化せざるを得ないというか、当然消化できる見込みということで、追加要望したわけでございます。

しかしながら、28年度の当初で計算しております1,800万円につきましては、どこまでつけていただけるかわかりませんが、その部分につきましては、全体的な工事の進捗状況等を見ながら、繰り越すことも可能であるという位置づけになっておりますので、そういった内容で考えておるといことで、答弁とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

了解はしましたけれども、要するに気になりましたのは7,300万円、新しい1,800万円の分については、予算がつくかどうかという点があるということなんですけれども、7,300万円今の答弁で見込みとしては消化できる見込みにしているということでした。それでこの事業、2002年度から測量が始まって、10年以上たっていて、現実に計画が大変おくらしているという現状もありますので、予算については、やはりきちんと事業を見込んで使い切るようにということを要望したい、強く要望したいと思います。

それで、ちょっとお聞きをしたいんですけども、今の話だと、道路接続までできるのかどうか、ちょっとよくわからなかったんですが、今回の事業費、今年度中ぐらいに道路接続までできる、そういったこの事業費でできるのかどうか、地元からとにかく道路を接続して、通れるようにということが、という声をお聞きをしているんですけども、今回のこの事業費、今年度で道路接続まで、実際に車両が通行できるまで事業ができるんでしょうか。

その点お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、先ほど議員もおっしゃっていただきましたとおり、残りの残事業費約1億5,000万円程度を見込んでおります。そのうち、今回確定しておりますのが約7,300万円ということでございますが、これにつきましては、以前から懸案となっておりました保安林の指定解除、こちらのほうが済みまして、保安林部分が総改良区間約840メートルのうち、保安林の区間が約300メートルございました。そのうち切り土部分が約240メートル、盛り土部分が約60メートルということになっております。

今現在、この平成27年度補正でつきました7,300万円、これを全て使い切ったといたしましても、この切り土、盛り土部分が全て接続するところまでは事業費としては足りないというように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

地元からの要望もありますので、道路をとにかく接続を優先的に事業として進めていただきたいと。そして、車両を、緊急車両を通る道路ですから、車両が通行できるようにということが、やはりまず先決ではないかと思えます。

笠置山線の事業については、これまでもほかの議員の方からも多々質問があつて、いろいろ問題点が指摘されていますけれども、事業がおくれているということもあり、やはり早期の実現が求められると思えます。

先ほど3年の中で交付金がつかなかったとしても、何らかの事業費をつくってでも実行したいという答弁もありました。ぜひ、その3年という期限をきちんと認識していただいて、その間までには完了するんだという決意を持って、この事業に取り組んでいただくことを強く要望したいと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで、向出健君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時44分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

3番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

まず、質問に入る前に、町長在籍8年間お疲れさまでした。長いようで短い期間であった

と思います。その間、やはり苦勞されたと思います。やはり首長というのは、町のトップとして、町民の方の福祉と幸福、そして安全・安心なまちづくりのために苦勞をされたと思います。それを1つでも達成できたときの喜びがあると思います。

私も、3年余り議員生活をやらせていただき、きょうで議員を、後ほど退職させていただきます。その間、いろいろな方とめぐり会い、特に京都府の方にはいろいろとお世話になりました。府庁のほうにも随分と足を運び、いろんな方とめぐり会いました。また、中でも土木事務所の方にはいろいろ大変お世話になりました。やはり、国道163号の安全、施設の関係、先ほど向出議員が府民応募型云々おっしゃっていましたが、私も府民応募型のをやりまして、下有市の信号機を川沿いに、今縦に1機つけて張り出してつけていただいております。LED電球で明るくなっております。これは、府民応募型で、私がやったときに要望を受け入れてやらせていただきました。

また、府道笠置山線とか、先ほどまた出ていました笠置山線の保安林の解除では、やはり宇治の緑の環境局も行って解除をお願いをしました。

さて、1月26日の町長引退会見の報道によると、温泉再建と人口減苦心と報道されていたが、町長在籍8年を振り返られて、今はどのように笠置のいこいの館の運営再建について考えをお持ちか。そして、これは笠置の温泉はこの近隣、近辺では泉質はいいと。ただ、食が云々とよく言われます。

2点目は、人口減少のことも言われていましたが、今はどのように考えておられるかお聞かせ願いたい。

笠置町の人口の推移を見ても、統計上あるのを見ても、古くは260年前の寛永4年、1756年には2,167人、明治30年には2,438人、これは関西線の11月に開通、明治30年の11月に開通になりました。対前年より300から400ふえております。そして昭和20年3,591人と大幅にふえています。これは、戦後の復員された方によるものです。この年をピークに徐々に減り、近年は急速に減少し、今年の国勢調査の速報値では1,369人と、笠置町有史以来の減少となっています。

そして、先ほど出ていました笠置町まち・ひと・しごと創生戦略では、人口ビジョンが4年後の2020年の1,250人、24年後の2040年では740人、この戦略人口では888人とされています。

さきの議会で瀧口議員が郵便局の廃止の議論のことが言われていましたが、本当にこういった人口で、将来郵便局、お医者さん、歯医者さん、農協等、ひいては関西線のことなども、

この人口では近い将来話題に上りかねないと思います。

そして3点目には、荒廃農地を活用したワイナリー誘致計画を約5年前から進めていられたと報じられていましたが、今はどのように思っておられるのか、以上、この3点お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの大倉議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、大倉議員におかれては、3年間議員として御活躍をいただきました。それぞれ、いろんな功績があった、そしていろんな仕事をしてきた中で、私はこういうふうに行ったという、今大倉議員個人からの発表でございました。本当に、議員には3年間、いろいろ御活躍をいただいたことに対しまして、御苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

その上で、これからの笠置町を背負って立っていただく議員でもあるわけでございますので、私は、これから大倉議員のさらなる御活躍を期待いたしてまいりたいと、こんなふうになります。

ただいまの質問の中で、私が1月26日の記者会見の場で発表したことを取り上げて、御質問をいただきました。共同記者会見の中で、いろいろお話を、記者との中で話をさせていただきました。そういった中で、一番の懸念材料として、私に心に残っているのが、やっぱり就任当時から一番の懸案事項であった、いこいの館の再建であったと、このように申し上げました。もう一つはやはり、大倉議員も先ほどおっしゃったように、人口減少であったんだということも申し上げてまいりました。

このいこいの館の件につきましては、私、町長就任平成20年以来、一番のやっぱり懸案であったように思います。就任当時、わかさぎの経営の中で、経営難というのが議会の中でも、いろいろ取り上げられてまいりました。皆さん方も御承知のとおり、職員の給料の支給がおくれるといった、そういった現状もあった中でいこいの館の私のスタートであったように思います。

そういった中で、私は、有限会社わかさぎの経営から、民間にその経営を移譲してきたと。そしてその経営も民間の業者の方が途中で撤退されたと、そうした中でまた、現在のいこいの館の風呂、そして食の部門の経営を民間の方にお問い合わせをしたという過程をたどってまいっておりますが、やはり、いまだにして、なかなか経営の再建、完全な経営の再建にまでは至っていないのも、皆さん方も御承知のとおりだと思います。

大倉議員、先ほどお話の中で、風呂の湯はいいんだけど、食の部分がという話がござ

いました。そういった中で、私どもも、月に何度かは業者の方との話し合いの中で、いろいろこれからの経営について話をしてまいったところでございます。しかし、町民、あるいは議員の皆さん方からも、厳しい御意見を頂戴いたしておりまして、そういった意見を端的に業者の方にもお伝えをいたしているところでございます。

そういった中で、最近では、食の部門でございますが、メニューもふえ、あるいは値段、単価のほうも変わってきたということも聞いております。やはり、経営者として、現在お願いをいたしております株式会社土埃の御努力が、そろそろ具体化してきたのではないかなど、そんなふうにも私は見ているところでございます。もう少し温かい目で見てやっていただきたい、そんな思いもするところでございます。

それから、人口減少のことについて触れられたわけでございますが、この人口減少につきましては、当町だけではなく、日本全国の抱える大きな問題であろうと思います。そして、この相楽郡内におきます人口の推移は、やはり西と東の格差のその違いは歴然としています。東部3カ町村、やはりそれぞれに努力をいたしているわけでございますが、この人口減少に歯どめをかけることができないのも事実でございます。

やはり、私は、かねてから申し上げているわけでございますが、やはりこの東部3カ町村にとりまして、特に笠置町にとりましての主産業というのは、やはり観光産業であろうと思っています。観光産業にとって一番問題となるのは、やはり交通アクセスの問題が一番大きな問題となってくるであろうと私は思います。また、若者の定住化についても、この交通アクセスというのは、一番大きな問題と、課題となるものではないかなど、そんなふうにするわけでございます。

そういった中で、やはりJRの電化が加茂でとまってしまったというその事実、それ以降のことについては、やはり急落に笠置町の過疎化が進んできた、私はそんなふうな分析をいたしているところでございます。

そういったことも含めて、笠置町の人口の減少は、やはり若者の定住化がなされないという一番大きな課題を抱えております。そのあらわれが、小学校の児童数にあらわれているのではないかなど、そんなふうと思います。若者の定住化が進まないということは、ただただ人口問題だけではなくて、経済上、財政上の問題も大きくかかわってきているように私は思います。

そういったことも踏まえて、記者会見の場ではいこいの館、あるいは人口問題について触れたつもりでおります。

そしてもう一つ、荒廃農地を活用したワイナリー計画ということで、御質問でございますが、ワイナリー計画は進んでおります。この3月にも地元との、地主との交渉に入るという計画を持っております。業者の方と行政も交えて、地区の地主との交渉に入るということも聞いておりますので、事業は着々と進んでいると、そんなふうに私は理解をいたしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

いろいろとおっしゃっていただきまして、ありがとうございました。

本当に、この8年という長い間お疲れさまでした。まだまだ人生これからです。お体には十分留意され、御活躍されることをお祈りいたします。どうもありがとうございました。

議長（杉岡義信君） これで、大倉博君の一般質問を終わります。

6番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

それでは、2項目について御質問させていただきます。

まず1点目、町長の任期満了に伴う引き継ぎ事項についてお伺いしたいと思います。

今、大倉議員からの質問もございまして、町長は答弁されましたけれども、ダブるところもあると思いますけれども、一応、2期8年間、本当に大変御苦労さまでした。

今もお話があったように、成果につきましては、できたこと、できなかったこと、いろいろあったと思われます。今回、引退に際しまして、新町長に引き継ぎをぜひされようとしている主要な事項について、お聞きしておきたいと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま西岡議員の御質問でございますが、西岡議員におかれましては、2期8年間御苦労さまでしたというねぎらいの言葉をいただきまして、本当にありがとうございました。

私から新町長に引き継ぎをしようとしている事項、本当に難しゅうございます。正直申し上げまして、私は、新町長には、独自のカラーを出していただきたいという、そういう思いでいるところでございます。しかし、あえて私からお願いをするとするならば、先ほど来、地方創生という話が出ておりましたが、地方創生、あるいは笠置町の総合計画等にのっとり、やはり着実なる事業を進められるべきではないかなと、そんなふうに思っております。

そういった中で、先ほど大倉議員の質問にもありました笠置町の抱える大きな問題、やはり過疎、人口減少等々、そういったことをその新総合計画なりあるいは地方創生のそういった事業といかに絡めていくかというのが、私は新しい町長に仕事の一番大きな問題というんですか、課題になってくるのではないかなと、そんなふうに思っているところでございます。

新町長におかれましては、やはりこういった笠置町の現状を踏まえて、これからの町政のかじ取り、トップとしてのかじ取りをお願いを申し上げたいと思うところでございます。

私は、いろんな事業の中で、なかなか思うに任せない現状がございました。事業の中では、やはりこれから進めるべく、ワイナリー等々具体的なものが幾つかあるわけですが、私は、あえてそういったものについては新町長には引き継ぐべきものではないだろう、新町長は、新しい町長は、新しい町長として独自の事業をなされるべきではないかなと、そんなふうに思っているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

今のお話で、新しい町長が独自の考えでやっていってもらいたいということ、これが本音であろうと、私も思います。ところが、やはり新町長がわからなかったこと等もかなりあると思うんです。というのは、問題点、今町長が8年間やってこられて、いろいろできなかったことについて、問題点が多分、反省もしておられると思います。その辺のところを新町長には二の轍を踏まないように、助言をしておいてもらったらいいかなということで、私は質問させていただきました。

その中で、ちょっと3点ほど、私なりにわかっていないことをお尋ねするんですけれども、まず1点は、相楽東部広域連合、これでの問題点というか、今懸案になっているような事象ですね。これはぜひ新しい町長にはちゃんと引き継いでやってもらいたいと、このように思います。

というのは、私らは東部連合の議員として出させてもらってましたので、その辺の内容等もよくわかってはいますが、あいにく今立候補を表明しておられる2人については、東部連合のことは余り奥深く御存じじゃないと思いますので、その中でも、特に一番の問題点は、東部のクリーンセンター、これがあと3年で閉鎖せないけないという形になっております。これを新しいごみ処理施設をどのようにしていくのかということ、今各町村の検討委員会出たいただいて、検討していただいているわけですが、この辺の問題を特に問題点として引き継いでいただきたいと思います。それが1点。

それから、2点目は、笠置町創生戦略、これ中で先ほどからもいろいろお話が出ておまして、9月ぐらいまでにはちゃんとした実施計画もつくってやっていくということでありまして、今の町長がこの創生戦略の中で、最重要視されておる事項はどれか、お聞きしておきたい。

それから3つ目は、いこいの館の建て直しについてであります。これ、一応今土埃さんとやって、食の部門も努力していただいて、大分よくなってきたという町長のお話もありましたけれども、この建て直しについて、特にどういうところを気をつけていくべきか。それと、契約は3月までだった契約を、もう9月まで延長は、これはされたんですかな。その3点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、西岡議員の御質問でございますが、相楽東部広域連合のいわゆるクリーンセンター、ごみ処理の問題であります。これは、非常に大きな問題であります。ごみ処理というのは、廃掃法によって、それぞれの自治体の責任によって、それぞれのごみ処理をなささいよというのが法律であります。しかし、それぞれ個々の自治体ではなかなか取り組めないという、だから1組をつくりながら、あるいは連合をつくりながら、ごみ処理をやっているというのが現状であります。東部クリーンセンターもそうでありまして、西部クリーンセンターもそうでありまして、それから城南衛管もそうであります。

そういった形で、現在ごみ処理は連合あるいは連携のもとにやっているところであります。東部クリーンセンター、相楽東部広域連合の中でのごみ処理も、3カ町村共同して、そのごみ処理をやっているわけでございますが、クリーンセンターの地元との契約があと3年で切れます。じゃ、あとのごみ処理をどのようにするのかということについては、検討委員会でいろいろ検討されてまいりました。検討の結果は一応出てまいっていますが、あとの件につきましては、やはり検討委員会だけの処理ではなくて、政治的要素も踏まえた中での、これからのごみ処理の検討委員会ということになってくるであろうと私は考えております。

私も、残念ながら今連合長をやっているんですが、残念ながら3月31日をもってその任期を終えるわけでございますが、後の件につきましては、新町長には、いろいろ今までの経緯を踏まえて、引き継ぎを十分に行ってまいりたいと思います。

それから、地方戦略の中で、一番重要な事項は何であるかということでもあります。

やはり私は、一言で言うならば、人口問題、あるいは町の過疎化にいかにか歯どめをかけるかという、それぞれに全てがつながりを持ってくるわけでございますが、そういったことに

尽きるのではないかなと思います。それを解消するために、じゃ、具体的に何を行っていったらいいのかということについては、新しい町長のほうで、また新しい戦略を考えられるべきであろうと私は思っています。

それから、いこいの館の建て直しであります。一応契約は3月末までとなっております。それを9月まで延長ということで、再契約をさせていただきましたが、やはりそれも新町長のもとで、新しく業者を選定されるべきではないかなと。やはり、契約の中身等も踏まえて、やむなく9月まで再延長したということでもあります。いこいの館につきましては、やはり、笠置町にとっては、かけがえのない町有財産でもあるわけでありまして、そしてまた、これからの笠置町の再建についても、なくてはならない大きな資産であるように私は考えております。

そういったことも踏まえて、いこいの館の現状なり、それから現場での協議なりの中身については、新しい町長には全て報告をさせていただいた上で、新しい町長はさらにいこいの館運営委員会の中でも、検討されていくのではないかなと、私はそんなふうに思っているところでございます。以上、回答になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

今、一応回答いただきまして、特にお願いしておきたいのは、相楽の東部広域連合、この問題だけは、ひとつよろしく引き継ぎのほうお願いしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

第2項は、荒廃農地を活用したワイナリー誘致計画についてであります。

これは、先ほど大倉議員のほうからも質問ありまして、一応町長は3月にも用地の地主との交渉等が計画されておりまして、順調に進んでいるという報告はありましたけれども、これ、計画されて3年以上経過しているわけですね。これ、3年ほど前に企画観光課のほうから、農業委員会の中で耕作放棄地再生利用計画というのを考えておるのでこれからやっていきたいと、農業委員会のほうにも協力を頼むというようなことで、説明がなされました。その後、農業委員会のほうも、研修に天橋立のワイナリーとかへ行ってきまして、どのようにやっておるかというようなことで、いろいろやっていたわけなんですけれども、その後、なかなかどうという経過で進んでいるのか情報も余り知らされておりましたので、町長に聞いているところでは、地元、地主との交渉がちょっと手間取っているというようなことであつたわけでありまして。

それで、これ前年度でしたかね。ブドウの苗木の試植ということも一応されまして、この切山の地でブドウがちゃんと植栽できるかどうかというようなことも試験されたわけであり、ます。去年の農業委員会の農地パトロールで、私も現地へパトロール行ったんですけれども、実態としたら、もう苗木どころか跡形もないというような状態で、何か不耕作地のまままた置かれているというような状態でしたので、ちょっとこの際、町長にどういう状況か確認しておきたいということで、質問させていただきました。

その辺について、先ほど順調にいつているという答弁でしたけれども、もう少し詳しい内容を教えてもらえますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、西岡議員の荒廃農地を活用したワイナリー誘致計画についてということで、御質問をいただきました。

当初から、このワイナリーという話は、実はいたしておりませんでした。といいますのも、やはり、地元との話し合いがつかないままに、そういった計画を発表するのはいかなものかという判断から、このワイナリーという話は出ておりませんでした。あくまでも笠置の有効な資源をいかに有効に利用していくかという発想から、荒廃農地を活用した何らかの事業をやっていききたいということから、その話から農業委員会に協力を求めながら、話を進めてまいりました。農業委員会のほうでも、荒廃農地の有効利用ということで、じゃ、荒廃農地を利用したブドウの植栽、そしてワイナリー計画を進めたらどうだろうということで、今までの経緯があったわけであります。

先ほど、西岡議員のほうからブドウの試植をしたそのブドウが、跡形もなくなっているのではないかとございます。確かにそうでありました。それは、やはり鹿の食害に遭ったということであります。なぜ鹿の食害に遭ったのかということでありますが、あくまでも、その試植をしたのは、民間の業者でありました。民間の業者が試植をし、これからの切山地域でのブドウの植栽についてどうだろうかと、そしてどういった品種がこの笠置の地に合うのかということについて、試植をされたわけであります。試植をされた業者の方が、実は撤退をされたという現実はありました。しかし、やはり今までコンサル等、私どもも業者を入れた中で、この計画を進めてまいったわけでございます。また、新しくそのワイナリー計画については、新しい業者の中で、このワイナリー計画を進めていこうという計画で、今現在あるわけであります。現在は、その新しい業者の中で、この3月12日に、地元との交渉に入るということも、具体的な話として聞いております。

これからは、やはり業者とそれから地主との話し合いの中で、その話が進んでいくであろうと、私は大きな期待を持っているところであります。そして、笠置町も、やはり地場産業の振興という面では、このワイナリー計画、ぜひ成功を収めてほしいなという強い希望を持っているわけでありまして。このワイナリー計画というのは、やはり地場産業のこれからの大きな柱になるのではないかなという期待も私は持つわけでありまして、やはり、6次産業化に向かっての事業であるということから、私は大きな期待を持っております。ぜひ、皆さん方もこのワイナリー計画については御協力をいただきたいと思うわけでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

大体わかりました。ということは、業者は新しい業者と変わってはるわけですね。その辺が全然わからなかったの、どうなったのかなということやったんですけども。

それで、あと、これから進めていくということですね。これは、この笠置町の創生戦略、この中にも項目としては一応荒廃農地の解消事業ということで、これやられておられますわね。この中に、ワイナリーの今やっている項目が全然入ってきていないですけども、その辺は、これどういうふうにご考慮されるのか。特に企画観光課長、これ企画観光課で一応こういう計画してやっていたわけや。これ、この創生戦略の中にそういうことが入っているのか、この荒廃農地改修事業の中へ入れてやっというご考慮されるのか、その辺ちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 荒廃農地の解消に向けましては、ブドウ園、ブドウの植栽等々で考えて、総合戦略にも載せております。そうした中で、ブドウ園、荒廃農地から進みまして、ワイナリーの建設につきましては、業者のほうで建設する事業となつてこようかと思つているので、その中では、総合戦略の中では含めてはいないんですけども。当然計画としては、業者との協議の中で、ワイナリーの建設等々まで含まれてはいますけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま西岡議員の質問の中で、創生戦略のこの事業の中に組み込まれていないんじゃないかということですが、7ページの笠置町における安定した雇用を創出するという項目の中で、主な事業の中で荒廃農地の解消事業ということで、2つの事業がその荒廃事業の中に入つてございます。その中の1つが、ワイナリーという項目は入っ

ていないんですが、その事業の中の1つがワイナリーであるという……

(「荒廃事業の」と言う者あり)

町長(松本 勇君) そうです、そういうことでございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

6番(西岡良祐君) 6番、西岡です。

当然、入っているわけやろ。町長がそう言うてるやろ。そんなもの、入ってなかったらおかしいやんか。今ワイナリーのことでこれだけ質問してるのにやな、この創生事業戦略の中に、これ7ページに書いてあるやろ。荒廃農地解消事業というのは。これ、何をしようとしてるねや。これ、絶対入っているはずや。入ってへんかったらおかしいやんか、そんなもの。町長がやろう言うてやっていることを、企画観光課、それ入ってないというのは、どうなっているねや。それ、ちょっともう一回、この戦略ちゃんと認識してもらわなあかんわ。

それと、今課長の答弁に、民間事業者がやろうとしていることやから、何か町としては余り関係ないような、今答弁やったけれども、それが間違ってるいうて私は言いたいんですよ。やっぱり、地元の地主さんとか、地元の切山地区は、そんな民間の業者と、勝手に交渉してうまいことやってくれ言うたって、それは無理ですわ。やはり、町がこういう中へ入って、仲介をして、双方の納得のいくような計画を指導していかんと、それは無理ですわ。

せやから、これきょうの新聞ですけれども、これ、京都府は、貸し付け農地掘り起こせいうことで、これ、貸し付け農地の掘り起こしなどを行う集積仕掛け人を全市町村に新たに配置するいうようなことで出てますやん、これ。こういう府のやっている事業の説明なんかは、府のほうから説明会等やっておられますやろ。私、いつも言うてることやけれども。府と、府の事業とかと連携してやっていかんと、この過疎の笠置町なんかいけないから、もう前からそう言うてるわけやん。せやから、こういうこともやってんねやかったら、こういうところへちゃんと入り込んで、もっと企画観光課でこういうことを考えなあかんやん。

どうですか。この京都府の事業というのは、不耕作地の解消については、どういう事業がなされているかというのは、ちゃんと説明受けているんですか。どうですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(松本 勇君) ただいま、西岡議員の御質問でございますが、企画観光課も、常に京都府との連携のもとに事業を進めております。特に、今回議員質問のワイナリーの一件、そして荒廃農地の有効利用、ブドウ植栽についても、企画観光課が中心になり、そして建設産業課と一緒に、協同しながら中間管理機構、京都府の機関でございますが、中間管理機構を踏

まえて、地主とそれから業者との橋渡しを私どもはやっているところでございます。やはり、京都府の力もかりながら、笠置町がそれに一緒に追随しながら、地元との橋渡しをしているというのが、今の現状でございます。

やはり、これからもいろんな府の事業等についても、積極的に町としても、やはりいろんな笠置町の今ある資産を何とか有効にという、本当にもうはっきり申し上げて、資産の少ない小さな町ですので、そういったことを考えながらやっていかなければいけないのではないかなという、実は私、思っているところでございます。これから新しい町長がどのようにやられるか、私は大きな期待を持っているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

町長、そう言うてくれましたので、新しい町長は、多分そういうことでやっていってもらわんといけないと思います。当然、もう試植したところも、先ほど鹿にやられたというようなこともあって、この事業やるに際して、まず道ですね。道の整備、それから鳥獣に対する保護、保護対策、これをやっていかんと、あそこでワイナリーなんかできるはずないんですよ。その辺のことは、やっぱり町として全額、道やらのところまで民間企業がそんなんやってまでは、こんなところへ来ませんよ、はっきり言うて。せやから、その辺は町で、やっぱり雇用もこれ出てくることやし、ほんで、その不耕作地の解消ということも図られるんやから、そういうことは、やっぱり町で、町もある程度のやっぱり出資は確保せんとあかんの違うかなと、私は思います。

そういうことで、町長の答弁があったように、中間機構とよく連携とられて、このワイナリーがうまくいくようにやっていってほしいと思います。それを要望して、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 先ほど、説明不足で申しわけございませんでした。

創生戦略につきまして、7ページで町長申されましたように、荒廃農地解消事業ということで上がっています。これにつきましては、ブドウ園等々、ブドウの植栽等々で、農地の解消という認識をしていますし、それ以降のワイナリーの建設等につきましては、業者というところで話をさせていただいたんですけれども、9ページにおきまして、ワイナリー建設とか、個々の名目は入っていないんですけれども、やはり6次産業化等々へ向けても、そういったことも含まれてきますので、6次産業化への支援とか、笠置ブランドの確立、推進とか、

そういったことも地方創生の中でうたっておりますので、そういったことで、先ほどは説明不足で申しわけございませんでした。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 最後に、皆さん方に一言御礼を申し上げたいと思います。

ただいまは、一般質問の中でも、私に対してねぎらいの言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。

思い返しますと、8年間、何一つとしてお役に立てなかったのではないかなという強い反省の念を持ちながら、私、8年間皆さん方と一緒に楽しく過ごさせていただきました。このことは、私の一生の思い出、そして宝となるであろうと思っております。

この先の笠置町、非常に厳しい面が目立つわけですが、そういったことにつきましても、新しい町長のもとに、皆さん方が一致、協力をされまして、よりよい笠置町、そういうふうに申し上げたいんですが、私は、生き残りをかけた笠置町、何とか皆さん方で盛り上げてやっていただきたいなど、そんな強い思いでいるところでございます。

議員の皆さん方、それから地域住民の皆さん方には、大変お世話になりましたことを御礼を申し上げまして、私8年間の、本当に言葉足らずでございますが、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（杉岡義信君） これで、西岡良祐君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、大倉博君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって大倉博君の退場を求めます。

（大倉博君退場）

議長（杉岡義信君） 事務局長に辞職願を朗読させます。局長。

事務局長（藤田利則君） それでは、大倉博議員の辞職願を朗読いたします。

平成28年2月29日、笠置町議会議長、杉岡義信殿。

笠置町議会議員、大倉博。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、議員の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長（杉岡義信君） お諮りします。大倉博君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、大倉博君の議員の辞職を許可することに決定しました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第3、西村典夫君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、西村典夫君の退場を求めます。

(西村典夫君退場)

議長(杉岡義信君) 事務局長に辞職願を朗読させます。局長。

事務局長(藤田利則君) それでは、西村典夫議員の辞職願を朗読いたします。

平成28年2月29日、笠置町議会議長、杉岡義信殿。

笠置町議会議員、西村典夫。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、議員の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長(杉岡義信君) お諮りします。西村典夫君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、西村典夫君の議員の辞職を許可することに決定しました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前11時37分

再 開 午前11時45分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議員辞職により、総合常任委員会の委員長及び副委員長が欠けましたので、委員会での補選を行い、その結果を報告いたします。

総合常任委員会委員長に瀧口一弥君、総合常任委員会副委員長に向出健君が就任されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(杉岡義信君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成28年2月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長            杉   岡   義   信

署名議員        石   田   春   子

署名議員        西   岡   良   祐